

グランドウース運営施設 宿泊約款

最終改正 2020年9月11日

(適用範囲)

第1条 当施設が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当施設に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金及び清掃料金(別表第1による。)
- (4) その他当施設が必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当施設は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当施設が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当施設が定める申込金を、当施設が指定する日までに、お支払いいただきます。

3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第7条及び第19条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、チェックアウト後10日以内に返還します。

4 第2項の申込金を同項の規定により当施設が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当施設がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当施設は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当施設が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(デポジットの支払い等)

第5条 宿泊客は、前2条に定める申込金とは別に、宿泊に当たり、当施設の要求に応じ、10

万円のデポジットを当施設に支払うものとしします。ただし、当施設の判断により、デポジットの金額を変更することがあります。

- 2 当施設は、チェックアウト後10日以内に、宿泊客指定口座にデポジットを振り込む方法で返金いたします。ただし、本条4項各号に該当する場合には、デポジットの金額から本条4項各号を差し引いた額を返金するものとしします。
- 3 宿泊客が、宿泊料金をクレジットカードで支払う場合には、当施設が当該クレジットカードのデポジット相当額の与信枠を確認することをもって、本条1項のデポジットの支払いに代えることができます。
- 4 下記に掲げる場合には、宿泊客は、当然に、デポジットからその支払いをすることとしします。本条3項の場合には、宿泊客は、当該クレジットカードを利用して本項各号の料金の支払いをすることとし、当施設が、宿泊客に特段の同意を得ることなく、当該クレジットカード会社に当該料金の請求手続きをすることに同意しします。
 - (1) ルームサービス、クリーニング代金その他当施設使用料金の未払いがあった場合
当該使用料金
 - (2) 当施設及び当施設内の設備等の破損の場合
当施設の破損にかかる修理代金
 - (3) 当施設内の備品の破損の場合
当施設が当該備品等を購入した際の購入代金相当額
 - (4) 当施設内の備品及び居室内の歯ブラシ、スリッパ、洗濯洗剤以外の備品の紛失の場合
当施設が当該備品等を購入した際の購入代金相当額
 - (5) チェックアウトが午前11時を経過した場合
本約款10条2項に定める追加料金
- 5 宿泊客が本条に定める事項を拒んだ場合、当施設は、宿泊を拒むことができます。

(宿泊契約締結の拒否)

第6条 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(宿泊客の契約解除権)

第7条 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合で

あつて、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たつて、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当施設が宿泊客に告知したときに限ります。

- 3 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後24時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を6時間経過した時刻)になつても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当施設の契約解除権)

第8条 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
- 2 当施設は、宿泊客に対し、宿泊前、宿泊中を問わず、下記の各号に定める事項を求めることができ、宿泊客はこの求めに応じなければなりません。宿泊客が合理的な理由なくこの求めに応じない場合には、当施設は、宿泊契約を解除することができます。
 - (1) 顔写真付き身分証明書の提示
 - (2) 職業及び勤務先の開示
 - (3) 住所の開示
 - 3 当施設が前2項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客は、宿泊前であっても、第7条2項に従つて、違約金を支払う義務を負います。なお、すでに支払い済みの宿泊料金及び清掃料金がある場合には、当施設は宿泊客に対し、返金の義務を負いません。

(宿泊の登録)

第9条 宿泊客は、宿泊日当日、当施設のフロント若しくはチェックイン機器において、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
 - (2) 日本人にあつては、顔写真付き身分証明書。外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当施設が必要と認める事項
- 2 宿泊客が第14条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第10条 宿泊客が当施設の客室を使用できる時間は、午後5時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。ただし、追加料金の最低額は5000円（税別）といたします。

- (1) 超過3時間までは、室料金の3分の1
- (2) 超過6時間までは、室料金の2分の1
- (3) 超過6時間以上は、室料金の全額

(利用規則の遵守等)

第11条 宿泊客は、宿泊に当たり、下記の各号に該当する行為をしないものとします。

- (1) ペット等動物を当施設に持ち込むこと
- (2) 当施設内に匂いの強い食料品を持ち込むこと
- (3) 当施設内において騒音等を発すること及び騒音を発する物品を当施設内に持ち込むこと

2 前項の他、宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めて施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

3 宿泊客は、本施設に住民票登録を行うことはできません。

(当施設内の部屋の立ち入りについて)

第12条 当施設は、宿泊客の安全の確認ないし当施設内の管理及び防災上の必要があると認められる場合には、宿泊客の同意なく、当施設内の部屋に立ち入ることができるものとします。

2 前項に基づき、当施設が、部屋に立ち入った際には、当該宿泊客に対し、速やかに、立ち入った旨及びその理由を宿泊客に伝えることとします。

(営業時間)

第13条 当施設のフロント等サービス営業時間は午前10時から午後10時までといたします。

2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第14条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当施設が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、予約時あるいは宿泊前当施設が要求した時に、行っただきます。

3 当施設が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当施設の責任)

第15条 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2 当施設は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第 16 条 当施設は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2 当施設は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 17 条 宿泊客の手荷物の事前預かりはいたしません。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、あるいは、成立した宿泊契約におけるチェックアウト予定時刻を過ぎたにも拘わらず宿泊客がチェックアウトをせず当施設内にもいないとき、宿泊客の手荷物又は携帯品（以下、「手荷物等」といいます。）が当施設に置き忘れられていた場合においては、当施設は手荷物等を当施設外へ搬出することができます。また、手荷物等の所有者が判明したときは、当施設は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管後、廃棄します。

3 前項の規定に拘らず、手荷物等が、保管するに当たって衛生上ないし安全管理上その他の理由により保管に適さないものである場合及び飲食物である場合には、当施設は、保管義務を負わず、ただちに廃棄するものとします。

(駐車場の責任)

第 18 条 宿泊客が当施設の駐車場をご利用になる場合・車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当施設は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第 19 条 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

(個人情報の利用)

第 20 条 宿泊客は、当施設が、宿泊客に関する情報（以下、「個人情報」といいます。）を下記の目的に使用することに同意いたします。

- (1) 当施設及び当施設を管理する法人が他に管理する宿泊施設（以下、「管理宿泊施設」といいます。）に関連するアンケートや新しいサービスの案内をダイレクトメール、電子メールないし電話でなすこと
- (2) 当施設及び管理宿泊施設に関してお問い合わせいただいた内容の検討、対応、回答
- (3) 裁判所、行政機関等の公官庁からの求めに対し、関係法令に基づき届出ないし報告義務を負う場合

(正文)

第 21 条 本約款は日本語を正文とします。本約款につき、その他の言語により訳文が作成された場合であっても、日本語の正文のみが約款として効力を有し、正文の解釈については何らの影響を及ぼさないものとします。

第 22 条 別表第 1 宿泊料金等の内訳(第 2 条第 1 項及び第 14 条第 1 項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	基本宿泊料（室料（及び室料+朝食等の飲食料） 当施設が予約時に掲示する料金によります。
	税金	イ 消費税 ロ 入湯税(温泉地のみ)
	清掃料金	当施設が予約時に掲示する料金によります。

備考 子供料金の扱いは、当施設が予約時に掲示するところによります。

別表第 2 違約金(第 7 条第 2 項関係)

違約金	契約解除の通知を受けた日違	不泊	当日	3日前	7日前	8日前
			100%	100%	50%	30%

- (注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
 2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数分の違約金を収受します。
 3. 個別の宿泊契約において別途違約金の定めをする場合にはそちらが優先します。